

筑紫野市社会福祉協議会 福祉バスの利用について

- 【利用できる団体】**
- ①ふれあいいきいきサロン及び公に認可を受けている福祉団体
 - ②社協からの活動助成金交付を受けている団体
 - ③その他、筑紫野市社会福祉協議会会长が認めた団体

- 【利用目的】**
- 福祉活動及び福祉に関する研修
※会員相互の自助活動、史跡めぐり等の歴史学習、行事の下見、
環境・リサイクル等に関する研修などは利用できません。

- 【運行日等】**
- 原則 平日 9時～16時30分 ※往復200km以内
(12月28日～1月4日・法定車検期間中などは運休)

- 【利用申請】**
- ①②の団体／利用希望日の3ヶ月前から3週間前の期間
③の団体／利用希望日の2ヶ月前から3週間前の期間
利用申請書を持参またはFaxにて提出
※電話での受付はいたしません。
※利用希望日が重なった場合は、抽選となります。

- 【利用回数】**
- 1ヶ月に1回まで
※3月～5月及び9月～11月の期間は1回

- 【利用人数】**
- 16人以上25人まで

- 【年会費】**
- ①②の団体／特別会員 1口 5,000円
③の団体／特別会員 3口 15,000円

【費用負担】

燃料代、有料道路料金・駐車料金等は利用団体の負担となります。
ただし、筑紫野市内のみの運行については燃料代として一般会員4口1,000円
ご負担いただきますようお願い申し上げます。

【その他】

車内での飲酒・喫煙、または、福祉バスの利用目的及び当日の急な目的地の変更はできません。
気象条件や交通事情、運行内容によっては利用許可の取り消し、または運行を中止することがあります。

◎社協福祉バスは、会員会費・寄付金・赤い羽根共同募金で運行しています。
隨時、受付をしておりますので、ご協力よろしくお願いします。